

家財の損害、修理費用、法律上の賠償責任を補償する

2024 年 11 月作成

「賃貸くらし安心保険プラス(ワイド10)」のご案内

このパンフレットは、賃貸くらし安心保険プラス(ワイド10)の概要を記載したものです。詳しくは重要事項説明書、および普通保険約款・特約集を必ずご一読の上、内容を充分にご理解のうえご契約願います。

借戸室入居後の様々なリスクをご存じですか？

借戸室の使用にあたっては、家財の火災・破損・盗難等の事故による損害だけではなく、「不足かつ突発的な事故」や「給排水設備の事故」などによる施設所有者や隣接戸室への損害賠償請求に備える必要があります。

洗面中に誤って化粧瓶を落とし洗面台を破損するなど、施設所有者に損害を与えた場合、損害賠償責任を負うことになります。



浴室やトイレなどの給排水設備に生じた事故で、隣室や階下戸室に損害を与えた場合、損害賠償責任を負うことになります。



お支払いする保険金(詳しくは「賃貸くらし安心保険プラス(ワイド10)」の「重要事項説明書」をご確認ください)

■ **損害保険金** (家財に生じた①～⑪の事故による損害を、再調達価額(⑨の事故のうち通貨・乗車券等及び預貯金証書については、損害の額)を基準として補償します。ただし、修理することができる場合は、修繕費をもって損害の額とします。また、事故に伴う費用保険金(罹災時諸費用、残存物取片づけ費用、臨時宿泊費用、罹災転居費用)も補償します。

保険金のお支払いの対象となる主な事故		お支払い限度額 (特定の財産につき例外あり)	事故に伴う費用保険			
			罹災時 諸費用	残存物 取片づ け費用	臨時宿 泊費用	被災転 居費用
①	火災	一回の事故につき、 家財保険金額限度	●	●	●	●
②	落雷		●	●	●	●
③	破裂・爆発		●	●	●	●
④	風災・ひょう災・雪災	一回の事故につき、 家財保険金額の5%限度	●	●	●	●
⑤	水災	家財に再調達価額の30%以上の損害、又は床上浸水を被った場合、一回の事故につき、 家財保険金額の5%限度	●	●	●	●
⑥	建物外部からの物体の落下、飛来、衝突など	一回の事故につき、 家財保険金額限度	●	●	●	●
⑦	給排水設備の事故・他戸室での事故による水漏れ		●	●	●	●
⑧	騒乱、集団行動に伴う暴力行為		●	●	●	●
⑨	盗難(警察届出受理が条件)	一回の事故につき、 家財は 100万円限度 通貨・乗車券等は 20万円限度 預貯金証書は 200万円限度	—	●	—	—
⑩	不測かつ突発的な事故 (破損・汚損)	一回の事故につき、 50万円限度(免責金額3万円)	—	●	—	—
⑪	引越し中の家財の損害	一回の事故につき、100万円限度	—	—	—	—

● **修理費用保険金**（借用戶室に生じた次の事故による損害で、賃貸借契約に基づきまたは急迫の事情により自己の費用でこれを修理したとき）

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの限度額（1回の事故につき）
損害保険金を支払う①～⑨の事故により借用戶室に損害が生じた場合	修理費用の額。ただし、100万円限度
凍結による専用水道管または給湯器の損害 （保険期間中1回に限ります）	修理費用の額。ただし、10万円限度
窓ガラスの熱割れによる損害	修理費用の額。ただし、50万円限度
玄関ドアの鍵の盗取によるドアロック交換費用の損害 （保険期間中1回に限ります）	修理費用の額。ただし、3万円限度
ピッキング防止費用の損害 （保険期間中1回に限ります）	修理費用の額。ただし、3万円限度
不測かつ突発的な事故により借用戶室に損害が生じた場合 （自己負担額 3万円）	修理費用の額。ただし、10万円限度

※1回の事故について支払われるべき損害保険金、費用保険金、修理費用保険金、ドアロック交換費用保険金およびピッキング防止費用保険金の各保険金の合計額が1,000万円を超える場合には、当社が支払う保険金の額は、これらのすべての保険金を合計して1,000万円とします。

● **借家人賠償責任保険金**（被保険者の責めに帰すべき事由による次の事故により借用戶室が損害を受け、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担したとき）

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの限度額（1回の事故につき）
損害保険金を支払う火災、破裂・爆発、給排水設備に生じた事故等に伴う漏水等による水漏れにより借用戶室に生じた損害	損害賠償金等の額。 ただし、借家人賠償責任保険金額限度
不測かつ突発的な事故による次の箇所に生じた損害 【洗面台、便器、浴槽、窓ガラス、照明器具、IHクッキングヒーター】	損害賠償金等の額。ただし、50万円限度
借用戶室内における被保険者死亡による借用戶室の汚損等の損害	

● **個人賠償責任保険金**（日本国内の次の事故で、他人の身体の障害または財物の損壊に対して法律上の損害賠償責任を負担したとき）

保険金をお支払いする主な場合	お支払いの限度額（1回の事故につき）
借用戶室の使用または管理に起因する偶然な事故	損害賠償金等の額。 ただし、個人賠償責任保険金額限度
被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 （借用戶室以外の不動産の所有、使用または管理を除きます）	

※同一の事故に対して支払う保険金の限度額は、借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して1,000万円となります。

「賃貸くらし安心保険プラス(ワイド10)」のご契約例(保険期間:1年間)例

補償内容	保険金額例		
家財保険金額	50万円	100万円	300万円
修理費用保険金額	100万円		
賠償責任保険金額	1,000万円		
一括払保険料	10,700円	10,900円	11,900円

詳しい補償内容は、下記取扱代理店にご照会願います。

取扱代理店

※「賃貸くらし安心保険プラス(ワイド10)」の補償内容は、右のQRコードからご覧いただけます。



引受保険会社

近畿財務局長(少額短期保険)第6号
セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
〒550-0002 大阪市西区江戸堀2丁目1番1号

- ご契約に関するお問い合わせ 0120-576-225
- 事故が起こった場合のご連絡先 0120-323-671